

家電リサイクル品

特定家庭用機器再商品化（家電リサイクル）法に基づき、家電4品目はリサイクルが義務づけられており、**市では収集・処理・処分ができません**。直接家電販売店、または収集運搬許可業者に引き取り依頼をしてください。

依頼時にリサイクル料金が必要となります。詳しくは、直接家電販売店または収集運搬許可業者へお問い合わせください。

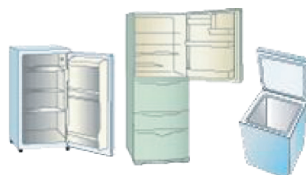
○家電リサイクル法対象品



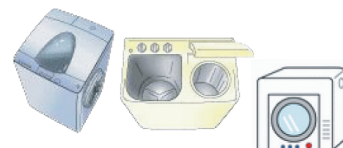
テレビ
(液晶・プラズマも含む)



エアコン



冷蔵庫・冷凍庫



洗濯機・衣類乾燥機

○家電リサイクル法対象品の処分方法

いずれかの方法で処分してください。

<p>市が許可する 収集運搬業者</p>	<p>◎ 収集運搬業者へお問い合わせください。</p> <p>※ 家電リサイクル料金+収集運搬料金がかかります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● (株)ホシヤマ 小林市細野2633-1 23-1030 ● (株)小林アルミ 小林市南西方5930 27-0070
<p>家電販売店</p>	<p>◎ 家電販売店へ依頼する。</p> <p>※ 家電リサイクル料金+収集運搬料金などがかります。</p> <p>※ 詳細は直接家電販売店へお問い合わせください。</p>
<p>指定引取所</p>	<p>◎ 指定取引所へ必ずお問い合わせのうえ直接搬入する。</p> <p>※ 家電リサイクル料金がかかります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 太信鉄源(株)都城支店 都城市都北町5082-1 0986-47-1631 ● (株)博運社 都城営業所 都城市高城町大井手2050-8 0986-58-4799